

関川村ふくしやろでばプラン

(関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画)

(平成28年度～平成32年度)



平成 28 年 3 月

関 川 村

社会福祉法人 関川村社会福祉協議会

村長あいさつ

「関川村ふくしやろでばプラン」を発表いたします。この地域福祉計画、地域福祉活動計画は、村の諸計画と密接に関係するものであります。その関係は、本文6、7ページの図や表でご理解いただけたと思われまます。

この計画作成にあたっては、敬和学園大学の川本健太郎専任講師にご指導いただきました。その過程で、2つの大きな特長がありました。その1つは、村内9つのコミュニティから選ばれた方々による住民懇談会です。地域の資源などをいかした活発なご意見がたくさんありました。もう1つは、若い方々を中心としたワーキングチーム「やろでば会」の活躍です。精力的に会議を重ね、今日的な提案をたくさんいただきました。これらの中間的な成果は、2015年10月31日の「ふくしで村づくりフォーラム in 関川」で、村内外の方々に紹介いただきました。

2015年10月に行われました国勢調査で、関川村の人口構造等は5年前のそれと比較して6,438人→5,835人、15歳未満10.8%→10.3%、65歳以上35.9%→39.2%と少子高齢傾向はつついております。この計画を真に生かして、村づくりを進めていきます。村民の皆さまをはじめ、関係される方々のご理解とご協力をお願いいたします。

計画づくりにご指導いただいた、敬和学園大学、新潟県社会福祉協議会、新潟県新発田・村上地域振興局の諸先生をはじめ、策定委員・ワーキングチームの皆さまにお礼申し上げます。

平成28年3月



関川村長

関川村社会福祉協議会会長 平田大六

地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に当たって

策定委員長 佐藤 啓助

全国的に少子高齢化が進み、生活様式が大分変わりました。私たちの村でも人口が減少し、高齢者のみの世帯や一人暮らし世帯がどんどん増えています。こんなことから、福祉事業や介護サービスが充実するなど福祉環境も大きく変わってきました。しかし、それに伴う経費も増大し、関川村では、一時、介護保険料が日本一高い市町村だとテレビなどで騒がれたことがありました。

関川村では、福祉問題の解決には、行政と地域の協力がどうしても必要であるということで社会福祉法第107条の規定に基づき地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定することになりました。私も及ばずながら、平成26年度から2年間策定委員を委嘱されました。

これまで数回の策定委員会を開催し、地域福祉計画について勉強したり、策定方針や計画内容を検討しました。その中で『この計画が地域の実情に合ったものにし、この計画にもとづいた実践が確実に行なわれるようにする』ことを大事にして取り組んで来ました。そこで、旧関谷地区と旧女川地区で懇談会や「ふくしで村づくりフォーラム in 関川」を開いて地域住民の声を広く聞かせてもらいました。また、各分野で活躍している若い皆さんで構成するワーキングチームを組織し、十数回も話し合いを重ねたり、福祉関係団体との懇談会を行ったりもしました。その結果、関川村やそれぞれの地域の良いところや問題点、福祉に対する要望、地域で出来そうなこと、住民各々の出来そうなこと……など多くの意見や考えを得ることが出来ました。策定委員会では、これらをできるだけ反映させて計画作りを進めてきました。

今後、この地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づいて福祉施策や福祉活動が実践されることと思いますが、地域住民一人ひとりが前向きに福祉を考えて、お互いを尊重し合い、助け合いの精神を大切に取り組んでいただきたいと思います。そうすれば、きっと明るく住み良い関川村になるものと期待しています。

最後に、この計画作りにご指導ご協力くださいました敬和学園大学の川本先生はじめ、県社会福祉協議会の坂野主任、新発田地域振興局上村・田中課長、村上地域振興局の森脇課長各氏、策定委員の各氏、ワーキングチームや関係諸団体の皆さんに感謝申し上げます。

平成28年3月

関川村地域福祉計画の策定に寄せて

敬和学園大学 川本 健太郎

現在、日本では所得水準による人と人との富の格差のみならず、地域と地域の間でも格差が広がってきている。そのことは、人口減少地域と人口集中地域では、くらしの基盤をなす医療や福祉、交通、教育などの公共的なインフラ機能の差に如実にあらわれてきたことから読み取れる。例えば、後を絶たない高齢者の逆走事故のニュースは記憶に新しい。その一つのケースでは公共交通が乏しく、かつ、医療機関がないため軽度認知症である夫が村外の病院へ妻を送迎する際に事故は起きている。農村部の地域では他人事ではない。行政や専門職もできる限りのことには取り組んでいるが限界もある。そのため、日常的に介護や医療が必要になり、家族や地域の厄介になる前に施設への引越しを検討している住民は増え続けている。しかし、多くの人々は、住み慣れた自宅での終末期と平穏な最期を迎えたいと切望していることに疑う余地はない。

こうした本音に真摯に向き合うことが、地域福祉であり、その目標は、「誰もが住民として自立した暮らしを営める地域」を実現することである。そのための具体的なケアのあり方については、住民、医療、保健、福祉従事者の密な連携を基にした地域包括ケアシステムの構築に向けて議論が重ねられている。ただ、本村のような人口減少地域では「村のホスピス」（村全体を看取るためのケアの方策）だけを検討するほうが現実的だ、という声も聞こえてくるが、本村では、そういった矮小化した地域福祉論にとどまることはなかった。

その理由は村への誇りを持った住民が多くいたことであり、こうした熱意によって構成された「やろでば会」（地域福祉計画の内容を考える有志の会）が発足したことは本計画にとって大きな財産となった。

彼らは、住民懇談会であがってきた地域の声を議論の起点にした。そして、ケアのあり方と同時に、これまではなかなか参画することが難しかった障害のある人なども含め、全ての住民が役割をもち、社会参加の一助となる仕事おこしプログラムが思案された。まさに人口減少地域の処方箋ともなる、ケアと仕事おこしを一体的に捉えた新たな地域福祉論であると言える。

こうしたプログラムの一つ一つが実行に結びつけることが出来れば、くらしの権利と世代間の命が循環する持続的可能な村づくりにつながると確信している。

ただし、さいごに、一言だけ付け加えたい。本計画に書かれたことは、あくまで、可能性を示したにすぎない。絵に描いた餅にならぬよう、これからがスタートである、ということ肝に命じ、自身も本村とともに歩みを続けたいと思う。

平成28年3月

目次

第1章 地域福祉.....	1
第1 地域福祉とは.....	1
第2 今なぜ、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」が必要なのか.....	2
1. 社会福祉の仕組みが大きく変化.....	2
2. 福祉の地方分権.....	2
3. 安心・安全に暮せる地域づくりが必要.....	3
第2章 計画の概要.....	4
第1 計画策定の趣旨.....	4
第2 計画の位置づけ.....	4
1. 地域福祉計画とは.....	4
2. 地域福祉活動計画とは.....	5
3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係.....	5
4. 各計画等との関係.....	6
5. 計画の期間.....	7
6. 計画の策定体制.....	8
7. 地域範囲の考え方.....	9
第3章 関川村の状況.....	10
第1 基礎データ.....	10
第2 社会資源リスト.....	11
第3 人的資源リスト.....	12
第4章 基本理念と目標.....	13
第1 基本理念.....	13
「支え合う ふくしで村づくり せきかわ」	
第2 計画の体系.....	14
第3 基本方針.....	15
「地域のよいところを活かし、だれもが役割をもって共に暮らしつづける村づくり」	
目標1 (小圏域：隣近所).....	16
「一人ひとりの暮らす権利を大切にする地域をつくる」	
目標2 (中圏域：集落・コミュニティ).....	18
「地域生活支援の仕組みをつくる」	
目標3 (大圏域：村内全域).....	20
「みんなで協働し、村全体の福祉力を高める」	
策定のための村民の役割.....	24
ワーキングチーム「やろでば会」の提案.....	24
第5章 計画を推進するために.....	25
第1 計画の進め方.....	25
1. 支え合い・助け合いと協働による計画の推進.....	25
2. 支え合い・助け合いと協働のイメージ.....	25
第2 計画の進行管理・評価.....	27

1. 計画の進行管理.....	27
2. 計画の評価.....	28
3. 地域福祉推進ための展望.....	28
4. 個人情報の取扱い.....	29
○資料編.....	30
1. 計画の策定経過.....	30
2. 村民参加の概要.....	32
3. 各福祉関係計画の位置づけ.....	37
4. 権利擁護に関するその他参考法令抜粋等.....	38
5. 関川村地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	39
6. 関川村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	40
7. 関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画策定委員会委員名簿....	41
8. 計画策定委員会ワーキングチーム「やろでば会」名簿.....	42
9. ふくしで村づくりフォーラム i n せきかわ.....	43
10. パブリックコメント.....	55

【本計画における定義等】

村民・地域	「村民、地域活動団体（例：自治会、老人クラブ、ボランティア団体、NPO など）、民生委員・児童委員（協議会）、福祉サービス事業者、その他関係団体（例：企業、商店など）など、関川村に関係する個人・団体」を指します。
村	「関川村役場（教育委員会も含む）」を指します。
社会福祉協議会	「社会福祉法人 関川村社会福祉協議会」を指します。
要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方（避難行動要支援者）です。
地域包括ケアシステム	<p>地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。</p> <p>（※地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律第2条より抜粋）</p>